

国指定仏沼鳥獣保護区  
仏沼特別保護地区  
指定計画書（案）

平成17年 月 日

環 境 省

## 1 指針

### (1) 特別保護地区の名称

仏沼特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

仏沼鳥獣保護区のうち仏沼幹線用水路と農道仏沼1号線との交点を起点にし、同所から同農道南側を東進し農道仏沼4号線の交点に至り、同所から同道東側を北進し同農道分岐点に至り、同所を左折し仏沼幹線用水路との交点に至り、同用水路外側から起点に至る線に囲まれた区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで(10年)

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

#### 特別保護地区の指定目的

仏沼鳥獣保護区は、青森県三沢市北部に位置し、高瀬川水系の小川原湖と淋代海岸砂丘に挟まれた仏沼干拓地及びその周辺の水田等である。仏沼干拓地は、一部が干拓後、耕作地として利用されていたが、現在、耕作は行われておらず、また、水路及び機械による排水、定期的な野焼き等による管理も行われていることから、草丈が約3メートル以上で高密度にヨシが繁茂する地帯、草丈が約1メートルから約3メートルで中密度にヨシが繁茂する地帯、草丈が約1メートル以下で低密度にヨシが繁茂する地帯等、多様なヨシ群落となっている。

このような自然環境を反映して、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 B 類のオオセッカ及びオオヨシゴイ並びに絶滅危惧 類のチュウヒ、コジュリン及びシマクイナのほか、コヨシキリ等の草原性の鳥類の繁殖が確認されている。また、冬期は、絶滅危惧 B 類のオジロワシ、絶滅危惧 類のオオワシ等の猛禽類の生息も確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、仏沼干拓地は、オオセッカを始めとする希少鳥類の繁殖地として利用されている。このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の保護及びその生息地の保護を図るものである。

#### 管理方針

- ・鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

## 2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 222ha

内 訳

ア 形態別内訳

林 野	h a
農耕地	2 2 2 h a
水 面	h a
その他	h a

イ 所有者別内訳

国有地	h a
-----	-----

国有林	林野庁所管	制限林	h a	保安林	h a
		普通林	h a	砂防指定地	h a
	他所管	h a	その他	h a	
国有林以外の国有地	h a				

地方公共団体有地	1 8 5 h a	都道府県有地	h a
私有地等	3 7 h a	市町村有地等	1 8 5 h a
公有水面	h a		

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	h a
--------------	-----

自然公園法による地域	h a	特別保護地区	h a
		特別地域	h a
		普通地域	h a

文化財保護法による地域	h a
-------------	-----

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、青森県三沢市に所在し、市の中心部より北東部へ約20kmの地点に位置し、高瀬川水系の小川原湖と淋代海岸砂丘に挟まれた低地にある。

イ 地形、地質等

当該区域は、海跡湖である沼を干拓した区域である。第四紀層沖積世のローム層、砂及び砂岩で形成されており、土壌は低位泥炭土壌を主体とし、北部には、若干、粗粒グライ土壌から構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、草本第一層にヨシ群落が認められ、第二層にエゾミソハギ等のミソハ

ギ類、ツボスミレ等のスミレ類、アゼスゲ等のスゲ類、オオノアザミ等のアザミ類、ホソイ等のイ類、イヌノヒゲ類、タヌキモ類の他、コウヤワラビ、スギナ、チゴザサ等が見られ、一部にヨシ・アゼスゲ群落が認められている。

## エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類ではオオセッカ、コジュリン、コヨシキリ、オオヨシゴイ、サンカノゴイ等の繁殖が確認され、シマクイナの生息も確認されているほか、チュウヒ、オオタカ、ハヤブサ等の猛禽類の生息も確認されている。哺乳類ではホンドタヌキ、ホンドキツネ、ニホンイイズナ等、7科11種の生息が確認されている。魚類ではメダカ、イバラトミヨ等、5科8種の生息が確認されている。昆虫類では、ベニシジミ、ハッチョウトンボ、アオオサムシ等、43科274種の生息が確認されている。

### (2) 生息する鳥獣類 別表のとおり

### (3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において、農林水産物への被害は発生していない。

## 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置されたため、第29条第7項の許可を受けることができないため、又は同条第10項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

## 5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札	10本
案内板	2基

## 別紙

## ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	
コウノトリ	サギ	<u>サンカノゴイ</u>	EN
		ヨシゴイ	
		<u>オオヨシゴイ</u>	EN
		ゴイサギ	
		ササゴイ	
		アマサギ	
		ダイサギ	
		チュウサギ	NT
		コサギ	
		アオサギ	
	トキ	クロトキ	DD
カモ	カモ	マガン	NT
		カリガネ	
		<u>ヒシクイ</u>	VU
		オオハクチョウ	
		コハクチョウ	
		アカツクシガモ	DD
		オシドリ	
		マガモ	
		カルガモ	
		コガモ	
		ヨシガモ	
		ヒドリガモ	
		オナガガモ	
		シマアジ	
タカ	タカ	ミサゴ	NT
		ハチクマ	NT
		トビ	
		<u>オジロワシ</u>	国天、EN
		<u>オオワシ</u>	国天、VN
		<u>オオタカ</u>	VU
		ツミ	VU
		ハイタカ	NT
		ケアシノスリ	
		ノスリ	
		ハイイロチュウヒ	
		<u>チュウヒ</u>	VU
	ハヤブサ	<u>ハヤブサ</u>	VU
		チゴハヤブサ	
		コチョウゲンボウ	
		チョウゲンボウ	
キジ	キジ	ウズラ	DD
		キジ	
ツル	ツル	<u>マナヅル</u>	VU
		<u>タンチョウ</u>	VU
	クイナ	クイナ	
		<u>シマクイナ</u>	VU
		ヒメクイナ	
		ヒクイナ	
		バン	
		オオバン	

チドリ	タマシギ	タマシギ	
	チドリ	コチドリ	
		ムナグロ	
		ケリ	
		タゲリ	
	シギ	トウネン	
		ヒバリシギ	
		オジロトウネン	
		ウズラシギ	
		ハマシギ	
		アオアシシギ	
		クサシギ	
		タカブシギ	
		キアシシギ	
		イソシギ	
		ホウロクシギ	VU
		チュウシャクシギ	
		タシギ	
		ハリオシギ	
		オオジシギ	NT
	セイタカシギ	セイタカシギ	EN
	ヒレアシシギ	ハイイロヒレアシシギ	
		アカエリヒレアシシギ	
	ツバメチドリ	ツバメチドリ	VU
	カモメ	ユリカモメ	
		ウミネコ	
		クロハラアジサシ	
ハト	ハト	キジバト	
カッコウ	カッコウ	カッコウ	
		ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	コミミズク	
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ	
		アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	
	ヤツガシラ	ヤツガシラ	
キツツキ	キツツキ	アリスイ	
		アオゲラ	
		アカゲラ	
スズメ	ヒバリ	ヒバリ	
		コヒバリ	
		ハマヒバリ	
	ツバメ	ショウドウツバメ	
		ツバメ	
		コシアカツバメ	
	セキレイ	ツメナガセキレイ	
		キセキレイ	
		ハクセキレイ	
		ピンズイ	
		ムネアカタヒバリ	
		タヒバリ	
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	モズ	モズ	
		アカモズ	NT
		オオモズ	
	レンジャク	キレンジャク	

ミソサザイ	ミソサザイ	
カワガラス	カワガラス	
ミソサザイ	ミソサザイ	
ツグミ	ノゴマ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ アカハラ ツグミ	
ウグイス	ウグイス オオセッカ シマセンニュウ マキノセンニュウ コヨシキリ オオヨシキリ メボソムシクイ キクイタダキ セッカ	EN
エナガ	エナガ	
シジュウカラ	コガラ ヒガラ シジュウカラ	
メジロ	メジロ	
ホオジロ	ホオジロ コジュリン ホオアカ コホオアカ カシラダカ ミヤマホオジロ シマアオジ ノジコ アオジ クロジ オオジュリン ツメナガホオジロ ユキホオジロ サバンナシトド	VU NT NT
アトリ	アトリ カワラヒワ マヒワ ベニヒワ イスカ ベニマシコ ウソ シメ	
ハタオリドリ	ニュウナイスズメ スズメ	
ムクドリ	コムクドリ ムクドリ	
カラス	カケス ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	
合計(種)	157	

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	ホンシュウネズミ	
	モグラ	ホンシュウヒミズ アズマモグラ	
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ	
		ホンドキツネ	
		ノイヌ	
	ネコ	ノネコ	
	イタチ	ホンドイタチ	
		ニホンイイズナ	LP
ネズミ	ネズミ	ハタネズミ	
ウサギ	ウサギ	トウホクノウサギ	
合計(種)		11	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。  
 国天:国指定天然記念物  
 レッドデータブック(平成14年、環境省)  
 CR:絶滅危惧 A類、EN:絶滅危惧 B類、VU:絶滅危惧 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足  
 LP:絶滅のおそれのある地域個体群  
 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種  
 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。